

田辺市不登校問題対策委員会要綱

田辺市教育委員会

(目的)

第1条 この要綱は、田辺市不登校問題対策委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営その他必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、近年増加傾向にある登校拒否等不登校問題への対策対応のあり方に関して、田辺市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じて、次の事項について全市的専門視野により協議し、報告、助言等を行うものとする。

- (1) 学校、家庭における児童生徒への対応の在り方に関する事項
- (2) 学校と家庭、関係機関等の連携の在り方に関する事項
- (3) 田辺市不登校児童生徒相談室の運営の在り方に関する事項
- (4) その他、教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員は、10名以内の委員で組織するものとし、次に掲げる者のうち教育委員会が委嘱する。

- (1) 医師
- (2) 関係相談機関の職員
- (3) 学識経験者
- (4) 関係教育職員
- (5) 関係行政機関職員

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第5条 委員会に会長及び副会長各1名をおく。

- 2 会長及び副会長は委員の互選とする。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(召集)

第6条 会長は、教育委員会の要請に応じて委員会を招集し、会議の議長となる。

(関係者の出席)

第7条 会長が必要と認めたときは、会議に関係者の出席を求め、意見または説明を聞くことができる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は教育長が定める。

(事務)

第9条 委員会の事務は、教育委員会学校教育課において処理する。

付則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。